

令和８年度指名停止の運用状況一覧表

番 整 号 理	商号又は名称	住所	期 間	要領適用条項	理 由	発生場所
1	株式会社大林組 名古屋支店	名古屋市東区東桜1－10－19	令和8年4月14日 から 令和8年5月13日 まで (1か月)	要領第4条第1項 (別表第3－7)	株式会社大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業が施工中の「中央新幹線第四南巨摩(こま)トンネル新設(東工区)ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで同社及び同社社員2名が鰐沢(かじかざわ)簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金20万円の略式命令を受けた。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社大林組名古屋支店に対し指名停止を行う。	－
2	八神建築株式会社	名古屋市東区矢田5－8－29	令和8年4月28日 から 令和8年5月11日 まで (2週間)	要領第4条第1項 (別表第1－7)	名古屋市住宅都市局の発注した「厚生院病院棟等外壁改修工事(週休2日)」(令和7年7月2日契約)の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和8年2月17日に作業員が負傷する工事関係者事故を生じさせたことによる。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	名古屋市内
3	株式会社東光高岳 中部支社	名古屋市中区錦2－3－4	令和8年5月12日 から 令和8年7月11日 まで (2か月)	要領第4条第1項 (別表第3－7)	愛知県尾張水道事務所発注の「尾張西部浄水場送水ポンプ電気設備等修繕工事」の見積り合わせにおいて、令和8年4月23日に株式会社東光高岳を落札者として決定したところ、令和8年4月27日に、見積金額を誤ったとして同社が契約を辞退したものである。 このことは、不正又は不誠実な行為にあたり、工事等の契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社東光高岳に対して指名停止を行う。	－

令和８年度指名停止の運用状況一覧表

番 整 号 理	商号又は名称	住所	期 間	要領適用条項	理 由	発生場所
4	スバル興業株式会社 名古屋支店	名古屋市港区小割通１－４	令和８年５月１２日 から 令和８年１１月２５日 まで (６.５か月)	要領第４条第１項 (別表第３－１) 及 び第６条第３項	公正取引委員会は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和８年４月２２日、スバル興業株式会社始め違反事業者４者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 したがって、違反事業者４者のうち、本組合の入札参加資格を有するスバル興業株式会社名古屋支店及び日本ハイウェイ・サービス株式会社名古屋支店の２者に対し、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	－
5	日本ハイウェイ・サービス株式会社 名古屋支店	名古屋市千種区内山３－２６－２				
6	加藤建設株式会社	名古屋市昭和区出口町２－４０	令和８年５月２６日 から 令和８年６月２５日 まで (１か月)	要領第４条第１項 (別表第１－５)	名古屋市緑政土木局が発注した「市道川名山滝川第１号線歩道整備工事（その２）及び舗装道補修工事（昭－８）（週２余期）」（令和７年９月２４日契約）の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和８年４月２４日に通行人が受傷する公衆損害事故を生じさせた。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	名古屋市内
7	株式会社中建	名古屋市北区芳野３－１２－７	令和８年５月２６日 から 令和８年８月２５日 まで (３か月)	要領第４条第１項 (別表第１－２)	名古屋市教育委員会が発注した「山吹小仮設校舎賃貸借契約（その２）」（契約日：令和７年１０月３０日）において、過失により賃貸借物件の引き渡しに大幅な遅延を生じさせた。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	名古屋市内
8	矢作建設工業株式会社	名古屋市東区葵３－１９－７	令和８年６月１６日 から 令和８年７月１５日 まで (１か月)	要領第４条第１項 (別表第１－７)	名古屋市緑政土木局が発注した「文斉橋改築工事（下部工）（交替制）」（令和７年８月６日契約）の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和８年４月２７日に作業員が死亡する工事関係者事故を生じさせたことによる。 したがって、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	名古屋市内

令和８年度指名停止の運用状況一覧表

番 整 号 理	商号又は名称	住所	期 間	要領適用条項	理 由	発生場所
9	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス 統括部(愛知)	名古屋市中村区名駅1-1-3	令和8年6月23日 から 令和8年7月22日 まで (1か月)	要領第4条第1項 (別表第3-7)	富士通Japan株式会社の元社員が、当時勤務していた事務所等で企業の営業秘密を不正に持ち出したとして、令和8年5月12日、不正競争防止法違反(営業秘密領得)の疑いで埼玉県警に逮捕され、同年6月1日に罰金30万円の略式命令を受けた。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、富士通Japan株式会社関西・中部公共ビジネス統括部(愛知)に対して指名停止措置を行う。	—
10	青葉工業株式会社名古屋支店	名古屋市中山区幸心4-431	令和8年7月23日 から 令和9年1月22日 まで (6か月)	要領第4条第1項 (別表第3-1)及び 第6条第3項	公正取引委員会は、香川県発注の特定土木一式工事の入札参加業者が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年6月25日、違反事業者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。	—
11	株式会社竹中土木名古屋支店	名古屋市中区錦2-2-13	令和8年7月23日 から 令和8年8月22日 まで (1か月)	要領第4条第1項 (別表第3-7)	株式会社竹中土木が施工中の「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において令和7年8月5日に発生した労働災害に関し、同社の使用人が労働基準監督署に事実と異なる報告をしたとして、労働安全衛生法違反により、令和8年6月10日付けで羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。	—
12	清水建設株式会社名古屋支店	名古屋市中区丸の内一丁目16番15号	令和8年8月6日 から 令和8年9月5日 まで (1か月)	要領第4条第1項 (別表第1-5)	名古屋市観光文化交流局が発注した「名古屋国際会議場2～4号館等改修事業」(令和6年8月5日契約)の作業現場において、安全管理の措置が不適切であったため、令和8年5月11日に通行人が負傷する公衆損害事故を生じさせた。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。	名古屋市内

令和８年度指名停止の運用状況一覧表

番 整 号 理	商号又は名称	住 所	期 間	要領適用条項	理 由	発生場所
13	株式会社アツミ造園	名古屋市天白区保呂町205番地の1	令和8年8月6日 から 令和8年11月5日 まで (3か月)	要領第4条第1項 (別表第1－4)	名古屋市緑政土木局が発注した「街路樹管理委託（中 －長2）」（契約日：令和7年3月17日）において、 該当者から令和8年7月9日付けで業務が続行不能である旨の届出が提出されたことにより、令和8年7月21日付けで契約を解除したことによる。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。	－
14	有限会社日本建築研究所	千葉県流山市鰐ヶ崎字宮後1321番1クレスト南流山106号	令和8年8月6日 から 令和8年11月5日 まで (3か月)	要領第4条第1項 (別表第1－4)	名古屋市観光文化交流局が発注した「名古屋城本丸御殿長期保全計画策定業務委託」（契約日：令和7年7月1日）において、該当者が成果品の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとして、令和7年12月10日に契約を解除したことによる。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、指名停止を行う。	－
15	みらい建設工業株式会社 中部支店	名古屋市中川区月島町6番1号	令和8年8月25日 から 令和8年9月24日 まで (1か月)	要領第4条第1項 (別表第3－7)	本組合発注の「弥富ふ頭第1貯木場北側護岸整備工事（その6）」において、当該工事の施工にあたり、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったとして、令和8年7月17日付けで、みらい・小島・東海特定建設工事共同企業体の代表構成員であるみらい建設工業株式会社及び現場責任者である同社社員が、港則法違反により名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、みらい・小島・東海特定建設工事共同企業体の構成員である、みらい建設工業株式会社中部支店、株式会社小島組及び東海建設株式会社に対し、指名停止を行う。	－
16	株式会社小島組	名古屋市港区木場町1－6				
17	東海建設株式会社	名古屋市港区新船町1－1				